

森林公園緑道 現況調書

1 公園の設置目的

森林公園緑道は、昭和43年に国の明治百年記念事業として国営武蔵丘陵森林公園の設置が決定されたことに伴い、その周辺整備の一環として整備され、昭和51年に開設されました。

東武東上線「森林公園駅」から国営武蔵丘陵森林公園へのアクセスとなる延長2.9km、幅25mの緑道で、歩行者、自転車専用の園路を設けるとともに彫刻や休憩所を配置し、緑のなかでサイクリングや散策が楽しめます。

また、この緑道は、広域的な緑のネットワークの形成に資するとともに、災害時には住民の避難路としても役立つものです。

2 公園の概要

(1) 位置 滑川町大字羽尾、山田地内

(2) 開設年月日 昭和51年4月1日

(3) 公園面積 7.7ヘクタール

(4) 主な施設

[施設区分]	[施設名]	有料	無料
1 [修景施設]	花壇、サイクリング道路、遊歩道施設、彫刻 (9か所)	—	○
2 [休養施設]	四阿 (4か所)	—	○
3 [遊戯施設]	健康遊具 (5か所)	—	○
4 [運動施設]	なし	—	—

5 [便益施設]	便所 1か所	—	○
6 [管理施設]	合併式浄化槽 1基	—	○
7 [防災施設]	なし	—	○

(5) 主な建物（建築物）

- ・ 森林公園緑道 建物一覧表参照（別紙1）

3 施設供用日、供用時間等

[施設名]	[開設期間・日数]	[開園時間]	[休園日]
森林公園緑道	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	開放公園	なし
街路灯		自動点灯（22時以降は 一個おき点灯）	

4 職員体制

(1) 職員配置

職員は常駐していない。運営本部を指定管理者本店内（さいたま市）に置き、非常勤スタッフ（1名／日）が毎日巡回清掃を実施している。

5 管理実態

(1) 園地区

- ・ 森林公園緑道 園地区参照（別紙2）

(2) 管理業務

- ・ 森林公園緑道 現状管理業務一覧参照（別紙3）
- ・ 森林公園緑道 管理費内訳及び収入実績参照（別紙4）

(3) 主要設備機器

- ・ 森林公園緑道 主要設備機器一覧表参照（別紙5）

(4) 施設運営電力等契約状況

○電気（契約種別・契約電力）		
公衆街路灯 B（2 KVA）		公衆街路灯 B（1 6 KVA）
公衆街路灯 B（2 KVA）		公衆街路灯 B（2 KVA）
公衆街路灯 B（2 KVA）		公衆街路灯 B（3 KVA）
公衆街路灯 B（3 KVA）		公衆街路灯 B（3 KVA）
従量電灯 B（2 0 A）		従量電灯 B（2 0 A）
従量電灯 B（3 0 A）		
○上水道（契約口径・引込数） 20m/m ・ 1 箇所		

(5) 遊具点検

- ・ 外注分 専門業者による点検を年1回実施している。
- ・ 直営分 巡回スタッフによる日常点検を毎日実施している。

(6) 修繕リスト

- ・ 森林公園緑道 修繕工事一覧参照（別紙6）

(7) 設置・占用・行為許可の状況

- ・ 森林公園緑道 設置・占用・行為許可一覧参照（別紙7）

6 特記事項

○ 滑川町との関わり

・ 森林公園緑道内の滑川町道

森林公園緑道の管理用道路（側道）は、滑川町の町道として認定されている。都市公園法上の施設と道路法上の施設との兼用工作物の管理協定を、滑川町との間で平成 18 年 3 月に締結しており、町道である管理用道路（側道）の維持、修繕、改築は滑川町が行うこととしている。また、災害復旧についても、緊急に対応すべき措置及び軽易な場合は滑川町が行うこととしている。

○ ゴミ箱

家庭ゴミの搬入を防止し、環境負荷低減の公園利用を推進するため、園内にゴミ箱は設置していない。

○ 緑道内全面禁煙

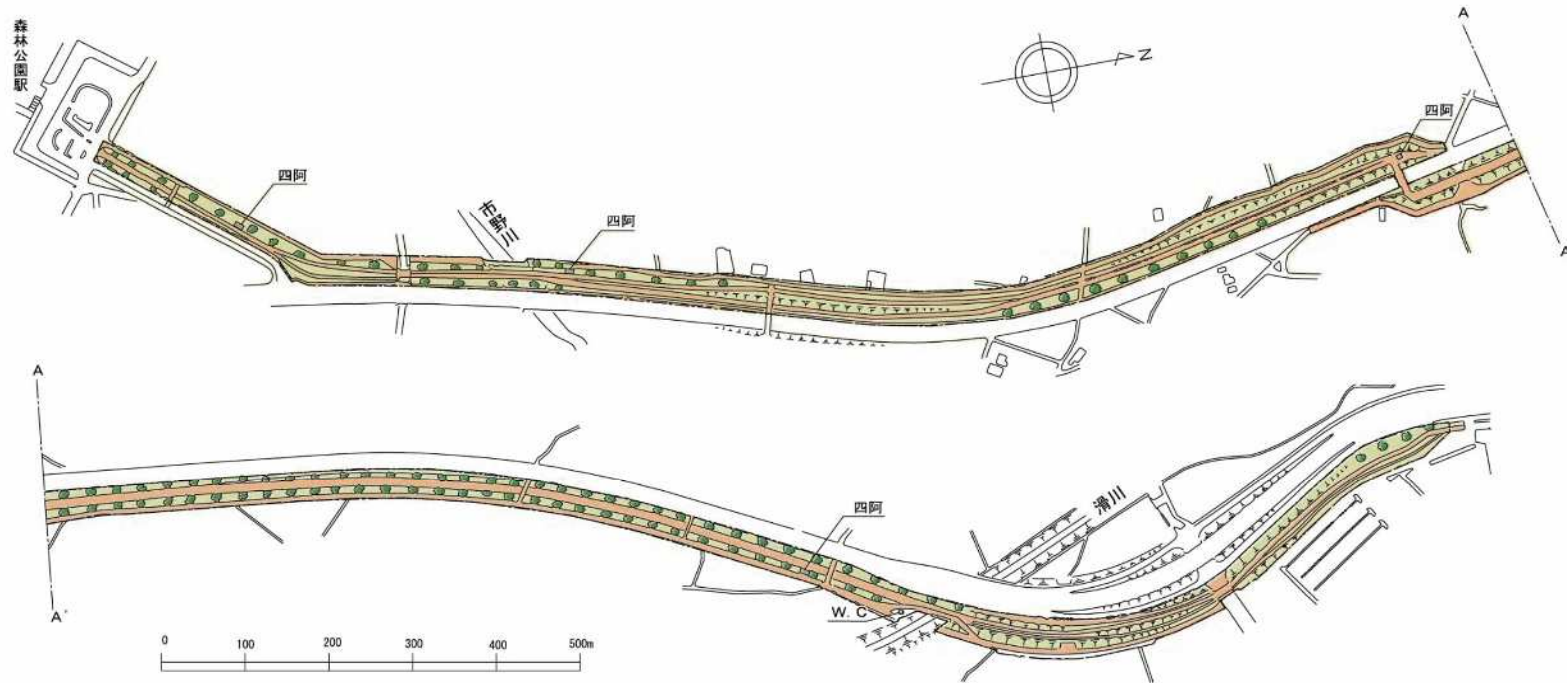
受動喫煙による健康影響を防止するため施行されている「埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度」における「受動喫煙防止対策実施施設等」に令和元年 8 月 27 日付けで認証されている。

○ 主な自主事業

自動販売機 3 台

森林公園緑道 建物一覧表

施設名	建設年月日	増築年月日	構造	階数	建築面積 (m ²)	延床面積 (m ²)
四阿①	平成6年11月7日		擬木	1	9.60	9.60
四阿②	平成7年9月6日		擬木	1	9.60	9.60
四阿③	平成8年9月9日		擬木	1	9.60	9.60
四阿④	平成9年9月25日		擬木	1	9.60	9.60
公衆便所	平成10年3月25日		鉄筋コンクリート造	1	38.19	38.19
計					76.59	76.59



公園名	森林公園緑道	図面名	園地図	都市整備部公園スタジアム課
-----	--------	-----	-----	---------------

森林公園緑道 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
1	電気施設点検業務	照明灯 8 1 基、分電盤 9 面、便所電気設備の点検業務。
2	浄化槽維持管理業務	便所 1 箇所の浄化槽維持管理点検業務。 ばっ気装置の点検、沈殿分離槽、送水ポンプの清掃、制御盤の点検 余剰汚泥の引抜き 各機器の点検、注油 水質検査
3	園地管理業務	人力除草 植込部 1,300㎡ (3回/年) +5,276㎡ (1回/年) 計9,176㎡ 人力除草 花壇部 (51.6㎡+10.4㎡) (2回/年) 計124㎡ 機械除草Ⅱ 34,200㎡×3回 寄植剪定(H=1m内外) 5,400㎡ 玉物剪定(径0.3m内外) 2,000株 生垣剪定(H=2m内外) 85m 剪定枝等運搬 1式 高木剪定 落葉広葉樹 幹周60～89cm 40本 高木剪定 落葉広葉樹 幹周90～119cm 20本 高木剪定 落葉広葉樹 幹周120～149cm 20本 高木剪定 落葉広葉樹 幹周150～179cm 10本 花壇管理 地拵え 16㎡×3回=32㎡ 花壇管理 草花植付 16㎡×3回=32㎡ 花壇管理 施肥(元肥) 16㎡ 花壇管理 施肥(追肥) 16㎡ 園地清掃 園地清掃(エントランス部)9,000㎡ 週1回 52回 園地清掃 園地清掃(一般部)68,000㎡ 月1回 12回 園地清掃 便所清掃 毎日 1回 園地清掃 排水路清掃 横断排水路4箇所 104m
4	樹木管理業務	枯損木除去 チェンソー刈 幹周20cm以上 30本

森林公園緑道 管理費内訳及び収入実績

(千円)

		令和2年度	令和3年度
管理 経費	人件費	4,091	4,116
	消耗品費	159	380
	修繕費	2,060	1,366
	光熱水費	1,879	2,220
	責任保険料	68	66
	手数料	17	23
	委託料	833	750
	租税公課	0	0
	その他	12,257	12,389
	合計	21,364	21,310

収 入	委託料収入	20,950	20,950
	利用料金収入	0	0
	自主事業収入	415	364
	合計	21,365	21,314

管理費経費－収入	-1	-4
----------	----	----

森林公園緑道 主要設備機器一覧表

機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
浄化槽	小型合併浄化槽 14人槽	1	平成10年3月設置
照明分電盤	ELB MGS タイマー・EEスイッチ安定器	2	平成元年2月設置
引込柱 分電盤付	φ 87.9/φ 113.4 鋼管ポールの H=5.0m、分電盤の詳細不明	4	平成5年11月設置
引込柱 分電盤付	φ 87.9/φ 113.4 鋼管ポールの H=5.0m、分電盤の詳細不明	3	平成6年10月設置
引込柱 分電盤付	φ 87.9/φ 113.4 鋼管ポールの H=7.0m、分電盤の詳細不明	1	平成11年3月設置

森 林 公 園 緑 道 修 繕 工 事 一 覧

(単位 円 消費税込み)

令和 2 年 度		令和 3 年 度	
修 繕 名	金 額	修 繕 名	金 額
歩行者道補修	660,000	案内板改修	219,560
制札板改修	440,000	歩行者道補修	682,000
		路面標示補修	335,060
20万円以下9件	960,125	20万円以下3件	129,800
合 計	2,060,125	合 計	1,366,420

※ この表は、一件の修繕で20万円以上のものを記載しています。 ※R3年度は年度途中のため追加の有無・確認を5月実施予定です。

利用料金等の設定（森林公園緑道）

（１）利用料金

ア 行為許可

行 為	現 行 料 金(円)
物品の販売その他の営業行為(興行を除く。)をする場合	半日 7円/㎡
	一日 14円/㎡
興行を行う場合	半日 8円/㎡
	一日 17円/㎡
業として写真を撮影する場合	半日 360円/件
	一日 740円/件
業として映画等の撮影をする場合	半日 14,800円/件
	一日 29,800円/件
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	半日 4円/㎡
	一日 8円/㎡
広告物の表示	一日 2,080円/㎡
	(表示面積)

- * 国又は地方公共団体（学校は除く）が主催する事業に使用する場合は免除とし、共催する事業に使用する場合は1/2を減額する。
- * 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による学校（大学、専修学校、各種学校は除く）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）にいう保育所の事業に係る許可については、上記の金額に関わらず無料とする。
- * 県外に住所を有する者が表に掲げる行為を行う場合は、表の金額にそれぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- * 表の行為許可のうち「物品の販売、興行その他の営業行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」を行い、かつ、入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、入場料又はこれに類するものの総収入額の100分の5.5に相当する額又は50,100円のいずれか高い額とする。
- * 表の行為許可のうち「物品の販売、興行その他の営業行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」については、表に掲げる額に許可対象となる数量を乗じて得た額に105分の110を乗じて得た額とする。
- * 上記により算出した金額が、10円未満であるときの料金は0円とする。また、10円以上となる場合において、その金額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

森林公園緑道 有資格者の選任等一覧

(適用欄○を適用する。)

・有資格者の選任、許可、届出事項等

関連事項	資格等	根拠法令等	適用	備考
消防法関係	防火管理者、消防計画	消防法第8条	/	指定管理者が行う。
	危険物保安監督者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	危険物取扱者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	少量危険物施設の貯蔵・取扱い変更届出	火災予防条例	/	届出、所轄消防により異なる
電気事業法関係	電気主任技術者、保安規程	電気事業法第43条、第42条	/	選任、届出 指定管理者が行う。 平成17年3月28日付け平成17・03・22原院第1号「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」による。
	ボイラー・タービン主任技術者	電気事業法第43条	/	選任、指定管理者が行う。
ビル管法	建築物環境衛生管理技術者	ビル管法第6条	/	選任、指定管理者が行う。
浄化槽法	浄化槽管理士	浄化槽法第10条	/	選任、指定管理者が行う。

ビル管法…「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による。

・定期検査報告事項等

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
建築基準法	特殊建築物等定期点検	建築基準法第12条	/	特定建築物
	昇降機定期検査報告	建築基準法第12条	/	エレベーター
消防法	消防用設備等点検結果報告	消防法17条	/	
	地下タンク貯蔵所定期点検	消防法第14条3の2	/	3年以内、1年以内
ビル管法	建築物環境衛生管理基準	ビル管法第4条	/	維持管理の基準
水道法	簡易専用水道の検査	水道法第34条の2	/	受水槽>10m ³
	小規模貯水槽水道の検査	条例等	/	受水槽≤10m ³ 、簡易専用水道に準じる
浄化槽法	し尿浄化槽点検、清掃、水質検査	浄化槽法第8条、第9条、第10条、第11条	○	

・その他関係法令

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
小型船舶操縦者法	海技免状	小型船舶操縦者法第23条の2	/	有資格者の選任、湖川管理用
労働安全衛生法	ボイラ取扱作業主任者	労働安全衛生法第14条、第61条	/	有資格者の選任
プール衛生管理	衛生管理者、管理責任者	埼玉県プール維持管理指導要綱第6条	/	選任
食品衛生法	食品営業許可、食品衛生責任者	食品衛生法第52条、第50条	/	許可、届出 営業を営もうとする者
廃棄物処理法	産業廃棄物の処理	廃棄物処理法第11条	○	産業廃棄物の適正な処理
その他関係法令	関係法規等の遵守	関係法規等	○	関係法規等の遵守

小型船舶操縦者法…「船舶職員及び小型船舶操縦者法」による。

廃棄物処理法…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による。

点 検 基 準

主任技術者を外部委託により承認申請する場合

埼 玉 県

別表 1

点検項目

(需要設備・配電設備・負荷設備・自家用発電設備)

1-1 日常巡視、定期巡視、精密点検

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		継電器との連動試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		制御装置のコンデンサー容量測定			○
	断路器	外観点検	○	○	
		振れ止め装置の機能点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		電磁弁構造部の注油、調整		○	
		附属装置の状況		○	
		油の汚れ、特性調査		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		接地線接続部		○	
		遮断速度測定			○
		絶縁油耐压試験			○
		内部点検			○
	母線	外観点検		○	
		碍子点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	受電用変圧器	外観点検	○	○	
		漏えい電流測定		○	○
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		絶縁油耐压試験			○
	内部点検			○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	受電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
計器の較正			○		
監視盤	計器・表示灯の異常点検	○	○		
	操作・切換開閉器等点検	○	○		
	裏面配線の塵埃等		○		
	接地線接続部の点検		○		
	保護継電器の動作試験		○		

注1. 高圧機器の絶縁抵抗測定は、5000Vメガーを用いること。

注2. 遮断速度測定は開極投入時間、最小動作電圧及び電流の測定も含む。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	監視盤	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
		計器の校正		○	
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	蓄電池	外観点検	○	○	
		充電装置の内部点検			○
		比重・液温・電圧測定	○	○	
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
		標識・他物との隔離距離	○	○	
接地線接続部の点検			○		
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
配電設備 (屋外電線路を含む)	断路器 遮断器 開閉器類	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	配電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		端子配線符号		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		シーケンス試験		○	
	計器の校正		○		
	配電用変圧器	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
		標識・他物との隔離距離	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
負荷設備	回転機器	外観点検	○	○	
		整流子、刷子及び集電環の発熱等	○	○	
		制御装置、接地線接続部の点検		○	
		内部点検、回転子軸受等			○
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線、配線器具	開閉器の点検、塵埃等	○	○	
		接続状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	その他の機器	外観点検	○	○	
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		

注3. 変圧器を点検する際に、温度測定も行う。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検				
自家用発電設備	非常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○			
				始動試験	○	○			
				機関主要部分の分解			○		
				排ガス測定		○			
				内燃機関の分解			○		
				ガスタービン	外観点検	○	○		
					計器盤点検	○	○		
					振動・異音・異臭等	○	○		
					油面、漏れ等	○	○		
					燃焼器点検		○		
					機器内部点検		○		
					高温部分分解点検			○	
					オーバーホール			○	
					ガス圧縮機	外観点検	○	○	
						保安装置		○	
			カップリング			○			
			オイルポンプ			○			
			スクリュー圧縮機分解点検				○		
			補機類	外観点検	○	○			
				振動・異音・異臭等	○	○			
				駆動機シリンダ部グリース補給		○			
				リミットスイッチ動作位置		○			
				軸受部開放点検			○		
			計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○			
				異音、振動、漏れ等	○	○			
				ベルトの点検、調整		○			
				総合分解点検			○		
			純水製造装置 水噴射装置	漏れ等	○	○	○		
				計器点検	○	○			
				純粋タンク水位、流量	○	○			
				カートリッジ純水器再生	○	○			
				総合システム点検		○			
				純水加圧ポンプの分解点検			○		
			始動用空気圧縮機	ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○			
				圧力調整弁、圧力開閉器	○	○			
				安全弁の作動	○	○			
				潤滑油交換		○			
				ベルトの点検、調整		○			
				ピストン、シリンダーの分解点検			○		
				外観点検	○	○			
			発電機関係	整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○			
				制御装置点検		○	○		
接地線接続部の点検		○							
内部点検				○					
絶縁抵抗・接地抵抗測定		○							
保護継電器の動作試験		○							
需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ		需要設備と同じ					
蓄電池	外観点検	○	○						
	始動試験	○	○						
	機関主要部分の分解		○	○					
	排ガス測定		○						
	内燃機関の分解			○					
非常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○				
			始動試験	○	○				
			機関主要部分の分解		○	○			
			排ガス測定		○				
			内燃機関の分解			○			

注4. 排ガス測定について、大気汚染防止法の定めによりばい煙発生施設となる場合は、必要に応じてばい煙測定が実施されていること及び測定値が規制値以下であることを確認します。

注5. 自家用発電設備の燃料タンクについても、外観点検を行ってください。

注6. ○印は該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検			
自家用発電設備	常用発電設備	原動機関係	ガスタービン	外観点検	○	○		
				計器盤点検	○	○		
				振動・異音・異臭等	○	○		
				油面、漏れ等	○	○		
				燃焼器点検		○		
				機器内部点検		○		
				高温部分解点検			○	
				オーバーホール			○	
				ガス圧縮機	外観点検	○	○	
					保安装置		○	
		カップリング			○			
		オイルポンプ			○			
		スクリュー圧縮機分解点検				○		
		補機類	外観点検	○	○			
			振動・異音・異臭等	○	○			
			駆動機シリンダ部グリース補給		○			
			リミットスイッチ動作位置		○			
			軸受部開放点検			○		
		計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○			
			異音、振動、漏れ等	○	○			
			ベルトの点検、調整		○			
		純水製造装置 水噴射装置	総合分解点検			○		
			漏れ等	○	○	○		
			計器点検	○	○			
			純粋タンク水位、流量	○	○			
			カートリッジ純水器再生	○	○			
		始動用空気圧縮機	総合システム点検		○			
			純水加圧ポンプの分解点検			○		
			ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○			
			圧力調整弁、圧力開閉器	○	○			
			安全弁の作動	○	○			
			潤滑油交換		○			
			ベルトの点検、調整		○			
		ピストン、シリンダーの分解点検			○			
		配電盤	外観点検	○	○			
			機器損傷の有無	○	○			
			埃等の侵入防止、清掃	○	○			
			端子台、コネクタ等	○	○			
			操作、切換開閉器の動作試験		○			
			締付けねじの増締め		○			
ヒューズ類の点検			○					
盤内取付器具の加熱変色、損傷			○					
盤内、外面の清掃			○					
自動電圧調整器の外観、調整範囲確認			○					
その他配電設備と同じ			○					
絶縁抵抗測定			○					
発電機関係	音響、振動、異臭等		○	○				
	軸受、固定子及び接続部の変色・加熱	○	○					
	グリースの劣化・漏れ等		○					
	内部点検、コイル軸受、通風、附属装置		○					
	内部分解点検			○				
	軸受の点検、交換			○				
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○					
保護継電器の動作試験		○						
蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。				

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
自家用発電設備	常用発電設備	原動機関係	外観点検	○	○	
			始動試験	○	○	
			機関主要部分の分解		○	
			内燃機関の分解			○
		発電機関係	外観点検	○	○	○
			整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○	
			制御装置点検の点検		○	
			接地線接続部の点検		○	
			内部点検、回転子軸受、通風、附属装置			○
			絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
			保護継電器の動作試験		○	
		蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。
		車両	ブレーキ	○	○	
			タイヤ	○	○	
			エンジン関係	○	○	
			燃料	○	○	
			ライト、ウインカー	○	○	
			その他	○	○	
			排ガス測定		○	
		太陽電池アレイ（架台を含む。）	外観点検	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
			開放電圧測定		○	
		中継端子箱アレイ出力開閉器	外観点検	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
			保護機能試験		○	
		インバータ	外観点検	○	○	
			異音、異臭等	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
		系統連係保護装置	保護機能試験		○	
			外観点検	○	○	
接地線接続部	○		○			
絶縁抵抗測定			○			
投入ロック試験			○			
接地設備	接地抵抗測定		○			
風力発電設備	風車	外観点検	○	○		
		尾翼ダンパー点検、交換				
		ブレード点検、交換			○	
	タワー	外観点検	○	○		
		ウインチ点検		○		
	風速計	外観点検	○	○		
		異音等	○	○		
	発電機	外観点検	○	○		
		異音等	○	○		
		ブラシ点検、交換			○	
		オーバーホール			○	
インバータ	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。		
系統連係保護装置	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。		
接地設備	接地抵抗測定		○			

注7. 「日常巡視点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「定期巡視点検」は主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。

「精密点検」は「定期点検」より設備細部の点検を実施するものをいいます。なお、精密点検については、主任技術者の意見を聞いて、設置者（みなし設置者）が電気機器製造者等に依頼して行うものとしします。

注8. 絶縁油の点検・試験は、PCB油混入のおそれがある場合、一部省略することがあります。

点検項目
(工事期間中の点検及び竣工検査)

1-2 工事期間中の点検及び竣工検査

電 気 工 作 物		点検項目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、 引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、 高圧負荷開閉器、変圧器、 コンデンサ、リアクトル、 避雷器、計器用変成器 及び母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤		外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接抵抗測定		○
構造物	受電室建物、 キュービクル式受・変電設備の 金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○
発電設備 <small>(非常用予備発電装置を含む)</small>	原動機、発電機、始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
		インターロック試験		○
蓄電池 設備	蓄電池、充電装置 及び付属装置	外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
		温度測定		○
負荷設備	配線、配線器具等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○

注1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。

1-3 臨時点検

電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、その都度点検、測定、試験を行うものとします。

2 点検の周期

点検の種別		周期	
日常巡視点検	需要設備	毎月	1回
	内燃力発電所	毎月	2回
定期巡視点検	需要設備	毎年	1回
	内燃力発電所	毎年	1回
精密点検	需要設備	3～8年	1回
	内燃力発電所	3～8年	1回
臨時点検		必要の都度	
工事期間中の点検		週	1回
自主検査		工事完了後	

注1. 自主検査は電気事業法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。

別紙

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視及び点検内容は、次の各号によるものとする。

- (1) 外部委託請負者が行う点検の範囲については、委託契約書によることとし、電気工作物の種類並びに点検の種別にしたがい、原則として別表第1のとおりとする。
ただし、設備が特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検が困難な電気工作物については、外部委託請負者の意見を聞いて、必要な点検を専門業者又は、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。
- (2) 電気事故又は、電気工作物に異常が発生し、もしくは発生する恐れがある場合に、みなし設置者又は電気事業者の通知に基づき外部委託請負者が行う応急措置の指導や助言は、電話又は直接現地にて行うものとする。
この場合においてみなし設置者は、外部委託請負者が応急措置を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に外部委託請負者に連絡し、設置者に報告する。

指定管理業務に関する特記仕様書（森林公園緑道）

公園管理に当たり、下記の事項について遵守すること。

記

- 1 別添の「有資格者の選任等一覧」のとおり有資格者を配置すること。
- 2 供用日及び供用時間については、別添の現況調書に記載されている水準を下回らないように配慮すること。
- 3 利用料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。
 - (1) 他の県営都市公園の料金と比較しても妥当な額であること。
 - (2) 国又は埼玉県（以下「県」という。）が主催する事業に使用する場合は、料金を免除とし、共催する事業に使用する場合は1/2以上を減額すること。
 - (3) 障害者等の利用料金については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和58年条例第8号）及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和58年規則第32号）の規定に基づいて減免すること。
 - (4) 有料施設の利用料金について現行の料金設定を超える料金を設定する場合は、さらに次の事項を踏まえること。
 - ア 設備投資等により、機能・仕様の向上が明らかに見られること。
 - イ 機能・仕様の向上が利用者ニーズを反映させたものであること。
 - ウ 近隣の類似施設や県営都市公園内の同種の施設の料金と比較しても妥当な設定がなされ、関係機関及び利用者の理解が得られること。
 - エ 新料金の適用日については、個々の利用形態に応じた周知期間をおくこと。
- 4 植物管理業務について
公園内の樹木について、県では今後「樹木管理計画」を策定し、適正な維持管理を行っていく予定である。指定管理者は樹木管理について毎年度、県と協議の上、適正管理を求める予定であることに留意すること。
- 5 防犯対策に配慮すること。
埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針に基づき適正に管理すること。
- 6 地元ボランティア団体等との連携を図ること。
地域に根ざした公園となるように、地元ボランティア団体等と連携した公園管理を行うよう努めること。

7 設置許可施設との協力体制に努めること。

都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第5条の許可を受けて、当公園内に施設を設けている者とは、互いに協力して管理を実施し、当公園のより一層の発展に努めること。

8 クビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシの発生予防等について

近年、埼玉県内で増殖が確認され、樹木に被害を与えるクビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシについて、発生の予防に努め、発生が確認された場合は、基本協定書（案）別紙2「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分（案）」により、県と連携して必要な対策を実施すること。

9 本書に定めのない事項

本書に定めのない事項が発生した時は、その都度、県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。